

令和5年度
第8回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和5年11月10日（金）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第8回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和5年11月10日（金）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年11月10日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年10月10日 午後1時52分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 24名 欠 席 1名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	×
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	16番 中村 好文 17番 谷川 新二					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹 主幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 許可不要転用届について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（第11回）の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第8回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。先日の研修はお疲れさまでした。それからですね各担当地区において、転用の話というか転用案件を見かけられたときには、一応声かけて、確認をしてもらえかと思います。というのが、今日あったんですけど、連棟ハウスのパイプを畑に建てられていて、そこに何か作物をつくるのかなと思って、話を聞けばそこを機械倉庫として、利用したいという話で、それであれば、5条関係の転用、4条転用関係が、必要となってくることから、そういうハウスを申請前に建ててしまえば、事前着工で、始末書などが必要になるため、そのような状況を見かけられた時点で、「何か作れるのですか」などのお声かけしていただき、自分の田に農業倉庫や農業施設をつくるのなら、4条転用を、人の田に建物を建てるならば、5条転用になるが必要になるということで、その確認をお願いしたいと思います。そうすれば、つくった後に、今頃言ってもらっても困るなどの話にはならないと思います。普通の鉄骨ならですね、もうちゃんと転用って分かると思いますが、ビニールハウスで農業倉庫をつくるのであれば外観じゃ分からないので、その点は、気をつけられて、それを見られたときには、一応声掛けられてから、確認をお願いします。はい。以上です。それでは、本日は24番深松委員から、欠席の報告がっておりますので、ご報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、16番、中村好文委員。17番、谷川新人を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、2ページを御覧ください。今回は、6件の合意解約となっております。解約理由につきまして、申請番号114番から118番は、第三者貸付けのため、119番は、所有権移転のためとなっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は3ページを御覧ください。今回は1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、次ページの農地所有適格法人経営概要表に記

載してあります。令和5年3月1日現在です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。よろしいですか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、許可不要転用届について説明します。資料は5ページからになります。申請番号3番について申請人は、町内の個人の方です。転用する土地は一筆で地目は台帳・現況ともに畑、面積は45平方メートル、農業用倉庫として許可不要転用届を提出されたものです。現地は、岡原南、永岡地区、森園カントリーパークから北へ740メートル程度の場所になります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は9ページからになります。今回は1件の審議をお願いするところです。申請番号15番について、資料は10ページから17ページになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は一筆で地目は台帳・現況ともに畑、面積は458平方メートルです。移転する契約は、贈与による所有権移転です。譲受人は申請地に栗を栽培される予定とのことです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。次、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号15番の案件について、13番委員の恒松委員より報告をお願いします。

○13番委員（恒松 純生君） 13番恒松です。午前中事務局と、第2班で現地調査に行っておりまして。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号15番について、15番は、譲渡人が町外の方、譲受人が町内の方です。場所は、県道木上水上線の天子の水公園入り口より、1キロメートル入ったところで、道路沿いの上の畑で、字名が草津山となっております。458平方メートルで贈与となっております。現状は草が茂ってございました。栗を栽培されるとのことです、隣の畑も譲受人の所有、栗が栽培されてよく管理されていまして。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号15番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号15番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は18ページからになります。今回は2件の審議をお願いするところです。申請番号14番について、資料は19ページから31ページになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は町外の法人です。転用する土地は一筆で地目は台帳・現況とも田、転用面積は116平方メートルです。移転する内容は、総額50万円の所有権移転で、転用の目的は駐車場及び資材置場です。23ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地です。近隣の土地も検討されましたが、代替地がないことと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、駐車場及び資材置場への転用は可能です。28ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地の影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号15番について、資料は32ページから45ページになります。譲渡人は町外の個人、3人共有で、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地は2筆で、地目は台帳・現況とも畑、転用面積は合計で541平方メートルです。移転する内容は、総額330万円の所有権移転で、転用の目的は、個人住宅及び共有通路です。36ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地です。近隣の土地も検討されましたが、代替地がないことと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、個人住宅及び共有通路への転用は可能です。40ページから、事業計画書、資金計画書、ローン事前審査申込書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号14番の案件について、21番委員の竹下委員より、申請番号15番の案件について、4番委員の藤本委員より報告をお願いします。

○21番委員（竹下 正男君） はい。22番、竹下です。農地法第5条の規定による許可申請についてですが、申請番号14番の案件で午前中現地調査の結果を報告いたします。資料は19ページから31ページになりますが、23ページをご覧ください。場所は、深田の旧古町地区で、県道入吉水上線沿いの錦町との境界線のところです。隣に豆腐屋さんがあるところです。譲渡人は町外で譲受人も町外になりますが、譲受人は、町外でも錦町で申請地の近隣の方になります。転用の目的にもありますように、駐車場及び資材置場にされたいということです。申請地の面積だけでなく、22ページの地図にもあります通り、奥の宅地も入れての計画だということでもあります。特に、問題はないと思いますので、皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

○4番委員（藤本 勇二君） はい、4番の藤本です。申請番号15番の案件について今朝の現地調査の報告をします。資料は、32ページから45ページになりますが、譲渡人は県外の3人の個人の共有名義の方です。それから譲受人は町内の個人の2人の名義になります。土地の所在地ですけど、後ほど説明しますが地目は畑でございます。面積は三つありまして541平方メートルということで、個人住宅及び共有

の通路ということで、今回、総額３３０万円の価格で譲り受けるという形でございます。まず３６ページの地図を見ていただきたいと思います、真ん中左側の方向に免田小学校があります。この免田小学校の東側の門からですね、約１５０メートル行ったところの道端になります。ほとんどですね町の中心街ということで、住宅地ばかりのところでございますので、特に問題はないかと思しますので皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第２号、農地法第５条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号１４番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号１４番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号１４番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号１５番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号１５番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号１５番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第７ 議案第３号 農地利用集積計画（第１１回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第７、議案第３号、農用地利用集積計画（第１１回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。４７ページからご覧ください。４７ページ上段の３６８番から５８ページ、下段の３９１番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。５９ページ上段の３９２、①番から６０ページ下段の３９２、④番までは、期間満了に伴う使用賃借権の再設定です。６１ページ上段の３９３番から、６３ページ上段の３９７番までは、新規の賃借権の設定です。６３ページ下段の３９８番から６４ページ、下段の４０１番までは、新規の小・中、賃借権の設定です。６５ページ、３９９番から６９ページの４０３番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は７０ページをお開きください。今回の申請は５件で、４４番から４６番は、農業公社が借入れするもの、４７番と４８番は、公社が買入れた土地を売り渡すものになります。売買価格は、全て１０アール当たりの価格になります。４４番の買入れ価格３１万３、２３５円、４５番の買入れ価格４０万円、４６番の買入れ価格２５万円、４７番の売渡し価格７１万７、５００円、４８番の売渡し価格２０万５、０００円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えております。７１ページから７５ページにかけて、申請地、位置図、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第２号、農用地利用集積計画（第１１回）についての説明

が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画、括弧第11回についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会、第8回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 御起立ください。礼。

閉会 午後1時52分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月10日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 16番 中村 好文

あさぎり町農業委員会 署名委員 17番 谷川 新二